

○ 石川県道路交通に関する講習実施規程

〔昭和47年5月15日〕
〔石川県公安委員会規程第4号〕

改正 昭和50年4月1日公安委規程第1号
昭和60年10月1日公安委規程第4号
昭和60年12月20日公安委規程第5号
平成2年9月1日公安委規程第2号
平成4年11月1日公安委規程第5号
平成6年3月29日公安委規程第2号
平成6年10月1日公安委規程第5号
平成8年8月30日公安委規程第5号
平成10年9月14日公安委規程第4号
平成12年3月31日公安委規程第3号
平成14年5月31日公安委規程第5号
平成19年5月25日公安委規程第5号
平成21年3月3日公安委規程第1号
平成21年5月29日公安委規程第5号
平成25年8月6日公安委規程第3号
平成26年5月30日公安委規程第6号
平成27年5月25日公安委規程第2号
平成29年3月3日公安委規程第2号

石川県道路交通に関する講習実施規程を次のように定める。

石川県道路交通に関する講習実施規程

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第1章の2 初心運転者講習（第3条の2－第3条の6）

第2章 安全運転管理者等講習（第4条－第6条）

第3章 処分者講習（第7条－第10条）

第3章の2 違反者講習（第10条の2－第10条の6）

第3章の3 自転車運転者講習（第10条の7－第10条の10）

第4章 指定教習所職員講習（第11条－第13条）

- 第4章の2 高齢者講習（第13条の2－第13条の5）
- 第5章 更新時講習（第14条－第17条）
- 第5章の2 取消処分者講習（第17条の2－第17条の5）
- 第5章の3 原付講習（第17条の6－第17条の9）
- 第5章の3の2 大型車講習（第17条の9の2－第17条の9の5）
- 第5章の3の3 中型車講習（第17条の9の6－第17条の9の9）
- 第5章の3の4 準中型車講習（第17条の9の10－第17条の9の13）
- 第5章の4 普通車講習（第17条の10－第17条の13）
- 第5章の5 大型二輪車講習（第17条の14－第17条の17）
- 第5章の6 普通二輪車講習（第17条の18－第17条の21）
- 第5章の7 応急救護処置講習（一）（第17条の22－第17条の25）
- 第5章の8 応急救護処置講習（二）（第17条の26－第17条の29）
- 第5章の9 大型旅客車講習（第17条の30－第17条の33）
- 第5章の9の2 中型旅客車講習（第17条の33の2－第17条の33の5）
- 第5章の10 普通旅客車講習（第17条の34－第17条の37）
- 第6章 その他の講習（第18条－第19条）
- 第7章 雑則（第20条－第22条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査の実施並びに認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関して行う講習並びに法第108条の2第1項及び第2項に規定する石川県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う講習の実施について、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第38条及び第38条の2並びに石川県道路交通法施行細則（昭和35年石川県公安委員会規則第12号。以下「細則」という。）第32条第2項の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

（安全運転学校の運営等）

第2条 細則第32条に規定する石川県安全運転学校（以下「学校」という。）に学校長をおく。

2 学校長には、石川県警察本部交通部に勤務する警視又は同相当職の一般職員を

あてるものとする。

3 学校長は、学校の運営、管理及び警察の行う道路交通に関する講習の指導にあたるものとする。

(業務の委託を受けた者の義務)

第3条 法第108条の2第3項の規定により同条第1項の講習の委託を受けた者は、その講習の実施に関して公安委員会の指示に従い、かつ、所要事項を報告しなければならない。

第1章の2 初心運転者講習

(講習の申出)

第3条の2 法第108条の2第1項第10号に規定する講習(以下「初心運転者講習」という。)を受けようとする者は、規則第38条の4に定める初心運転者講習通知書を、講習開始前に講習施設の管理者に提示するとともに講習申出書(別記様式第1)を石川県警察本部長(以下「本部長」という。)に提出するものとする。

(講習の時間)

第3条の3 初心運転者講習の講習時間は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 準中型免許、普通免許、大型二輪免許及び普通二輪免許に係る者にあつては7時間
- 二 原付免許に係る者にあつては4時間

(講習科目の基準)

第3条の4 初心運転者講習の講習科目は別表第1に掲げる基準により行うものとする。

(受講証明)

第3条の5 初心運転者講習を終了した者に対しては、初心運転者講習終了証書(別記様式第2)を交付するものとする。

(講習の移送)

第3条の6 初心運転者講習通知書を発する際、講習対象者が他都道府県に住所移動をしていた場合は、初心運転者講習移送通知書(別記様式第2の2)により移動先を管轄する公安委員会へ通知するものとする。

第2章 安全運転管理者等講習

(講習時間の基準)

第4条 法第108条の2第1項第1号に規定する講習(以下「安全運転管理者等講習」という。)の講習時間は別表第2に掲げる基準によるものとする。

(講習科目の基準)

第5条 安全運転管理者等講習の講習科目は別表第3に掲げる基準により行うものとする。

(受講証明)

第6条 安全運転管理者等講習を終了した者に対しては受講証明書(別記様式第3号)を交付するものとする。

第3章 処分者講習

(講習の申出)

第7条 法第108条の2第1項第3号に規定する講習(以下「処分者講習」という。)を受けようとする者は、規則第30条の4に定める運転免許停止処分書を講習開始前に学校長に提示するとともに講習申出書(別記様式第4)を本部長に提出するものとする。

(講習実施区分等)

第8条 処分者講習は規則第38条第3項第5号に規定する表の免許の保留等の期間40日未満に係る講習(以下「短期講習」という。)、免許の保留等の期間が40日以上90日未満に係る講習(以下「中期講習」という。)及び免許の保留等の期間が90日以上に係る講習(以下「長期講習」という。)に区分して行うものとする。

2 前項の講習時間は、短期講習にあつては6時間、中期講習にあつては10時間、長期講習にあつては12時間とする。

3 第1項の講習は受講者の危険性の態様に応じ、これを特別学級及び一般学級に分けて行うものとする。

(講習科目の基準)

第9条 処分者講習の講習科目は別表第4に掲げる基準により行うものとする。

(処分期間の短縮)

第10条 免許の保留等の期間の短縮は、原則として講習の最後に講習内容の修得状況及び改善効果を確認するために行う考査(以下「終了考査」という。)並びに受講態度によって講習効果を評価し、別表第5の短縮日数の基準に準拠して行うものとする。ただし、終了考査の成績が50パーセント未満である者については免許の保留等の期間の短縮は行わないものとする。

2 終了考査の成績が50パーセント未満の者から再考査の申出があつたときは、処分者講習を終了した翌日以降の日を指定して再考査を行うものとする。この場合において再考査の成績が50パーセント以上であるときは短縮日数の基準に準拠し

て、その者の免許の保留等の期間の短縮を行うことができる。ただし、当該短縮日数は短縮日数の基準表の終了考査の成績が可の場合の短縮日数を超えないものとする。

- 3 第1項の免許の保留等の期間の短縮を受けた者に対する通知は、免許の保留及び免許の効力の停止を受けた者については運転免許の停止期間短縮通知書（別記様式第5）を、自動車等の運転の禁止を受けた者については自動車等の運転禁止期間短縮通知書（別記様式第6）を本人に交付して行う。

第3章の2 違反者講習

（講習の申出）

第10条の2 法第108条の2第1項第13号に規定する講習（以下「違反者講習」という。）を受けようとする者は、規則第38条の4の2に定める違反者講習通知書を講習開始前に学校長に提示するとともに違反者講習受講申請書（別記様式第6の2）を提出するものとする。

（講習の時間）

第10条の3 違反者講習の講習時間は、6時間とする。ただし、その内訳は次に掲げるとおりとする。

- (1) 座学（講義） 3時間
- (2) 社会参加活動又は実車と運転シミュレーターによる診断と指導 3時間

（講習科目の基準）

第10条の4 違反者講習の講習科目は別表第5の2に掲げる基準により行うものとする。

（処分関係）

第10条の5 違反者講習を受講した者には、運転免許の停止及び自動車運転の禁止（以下この条において「処分」という。）を行わないものとする。

なお、違反者講習を受講しなかった者に対しては、30日間の処分とし、第3章に規定する処分者講習を受講させないものとする。

（講習の移送）

第10条の6 違反者講習の対象者に違反者講習通知書を発しようとする場合、その対象者がその住所地を他都道府県に変更していたときは、変更後の住所地を管轄する公安委員会（以下この条において「新公安委員会」という。）へ違反者講習移送通知書（別記様式第6の3又は別記様式第6の4）を送付するものとする。

なお、違反者講習通知書を発した後にその対象者がその住所地を他都道府県に

変更していた場合は、新公安委員会へ違反者講習通知移送通知書（別記様式第6の5又は別記様式第6の6）を送付するものとする。

- 2 前項の例により、他都道府県公安委員会から違反者講習移送通知書又は違反者講習通知移送通知書の送付があり、石川県公安委員会が新公安委員会となった場合に、違反者講習の対象者が受講期間内に違反者講習を受講しなかったときは、その者が違反者講習の対象者となった時における住所地を管轄する公安委員会へ違反者講習期間経過通知書（別記様式第6の7又は別記様式第6の8）を送付するものとする。

第3章の3 自転車運転者講習

（自転車運転者講習受講命令書の受領）

第10条の7 法第108条の2第1項第14号に規定する講習（以下「自転車運転者講習」）に該当し、規則第38条の4の4に規定する自転車運転者講習受講命令書の交付を受けた者は、自転車運転者講習受講命令書受領書（別記様式第6の9）を公安委員会に提出するものとする。

（処分基準）

第10条の8 自転車運転者講習は別表第5の3に掲げる処分基準により行うものとする。

（講習の申出）

第10条の9 自転車運転者講習を受けようとする者は、講習受講申請書（別記様式第6の10）を公安委員会に提出するものとする。

（受講証明書）

第10条の10 自転車運転者講習を終了した者に対しては、自転車運転者講習終了証書（別記様式第6の11）を交付するものとする。

- 2 前項の自転車運転者講習終了証書を亡失、滅失又は棄損した場合で、再交付を申し出た者に対しては、再交付申請書（別記様式第6の12）を公安委員会に提出させ、保管している副本の写しを交付する。

第4章 指定教習所職員講習

（講習の時間）

第11条 法第108条の2第1項第9号に規定する講習（以下「指定教習所職員講習」という。）の講習時間は技能検定員については10時間、教習指導員については9時間、管理者を直接に補佐する職員については6時間とする。

（講習科目の基準）

第12条 指定教習所職員講習の講習科目は別表第6に掲げる基準により行うものとする。

(受講証明)

第13条 指定教習所職員講習を終了した者に対しては受講証明書(別記様式第7)を交付するものとする。

第4章の2 高齢者講習

(講習の申出)

第13条の2 法第108条の2第1項第12号に規定する講習(以下「高齢者講習」という。)を受けようとする者は、第18条の7第2項に規定する認知機能検査結果通知書(別記様式第18、別記様式第18の2、別記様式第18の3)又は法101条の7第5項に基づく通知を受けた者は臨時高齢者講習通知書(細則別記様式第12の6)を公安委員会に提示するとともに、高齢者講習等受講申請書(別記様式第7の2)を提出するものとする。

(講習の時間)

第13条の3 高齢者講習(認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。)の講習時間は、2時間とする。

2 認知機能検査の結果に基づいて行う高齢者講習の講習時間は、検査結果に基づき3時間又は2時間とする。

3 前2項における講習時間は、小型特殊免許のみを受けている者にあつては、3時間を2時間、2時間を1時間に読み替えるものとする。

4 法第101条の7第4項の規定に基づき行う講習(以下「臨時高齢者講習」という。)の時間は2時間とする。

(講習科目の基準)

第13条の4 高齢者講習(認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。)の講習科目は、別表第6の2に掲げる基準により行うものとする。

2 認知機能検査の結果に基づいて行う高齢者講習の講習科目は、検査結果により別表第6の2又は別表第6の2の2に掲げる基準により行うものとする。

3 臨時高齢者講習の講習科目は別表第6の2の3に掲げる基準により行うものとする。

(受講証明)

第13条の5 高齢者講習及び臨時高齢者講習を終了した者に対しては高齢者講習終了証明書(別記様式第7の3)を交付するものとする。

第5章 更新時講習

(講習の申出及び案内)

第14条 法第108条の2第1項第11号に規定する講習(以下「更新時講習」という。)を受けようとする者は、講習開始前に更新時受講申請書(別記様式第8)を提出するものとする。

2 その者が法第101条及び第101条の2に定める手続を終了したとき、更新時一般講習案内書(別記様式第8の2)、更新時優良講習案内書(別記様式第8の3)又は違反講習、初回講習案内書(別記様式第8の4)を本人に交付して講習の案内を行うものとする。

(講習の区分及び時間)

第15条 更新時講習を一般講習、優良講習、違反講習及び初回講習に区分し、その実施時間は、一般講習については1時間、優良講習については30分、違反講習及び初回講習は2時間とする。

(講習科目の基準)

第16条 更新時講習の講習科目は別表第7に掲げる基準により行うものとする。

(受講証明)

第17条 更新時講習を終了した者に対する受講証明は、第14条に定めるところにより交付した更新時一般講習案内書、更新時優良講習案内書又は更新時違反講習、初回講習案内書に付記した証明欄に講習担当者が押印することによってこれを行うものとする。

第5章の2 取消処分者講習

(講習の申出)

第17条の2 法第108条の2第1項第2号に規定する講習(以下「取消処分者講習」という。)を受けようとする者は、講習開始前に取消処分者講習受講申請書(別記様式第10)を本部長に提出するものとする。

(講習の時間)

第17条の3 取消処分者講習の講習時間は、13時間とする。

(講習科目の基準)

第17条の4 取消処分者講習の講習科目は、別表第8に掲げる基準によりこれを行うものとする。

(受講証明)

第17条の5 取消処分者講習を終了した者に対しては、取消処分者講習終了証明書

(別記様式第11)を交付するものとする。

- 2 前項の終了証明書を亡失、滅失又は損傷した場合で、再交付を申し出た者に対しては、取消処分者講習終了証明書再交付申請書(別記様式第12)を本部長に提出させ、これを交付するものとする。

第5章の3 原付講習

(講習の申出)

- 第17条の6 法第108条の2第1項第6号に規定する講習(以下「原付講習」という。)を受けようとする者は、講習開始前に原付講習受講申請書(別記様式第10の2)を提出するものとする。

(講習の時間)

- 第17条の7 原付講習の講習時間は、3時間とする。

(講習科目の基準)

- 第17条の8 原付講習の講習科目は、別表第9に掲げる基準によりこれを行うものとする。

(受講証明)

- 第17条の9 原付講習を終了した者に対しては、原付講習終了証明書(別記様式第10の3)を交付するものとする。

第5章の3の2 大型車講習

(講習の申出)

- 第17条の9の2 大型免許を受けようとする者に対する法第108条の2第1項第4号に規定する講習(以下「大型車講習」という。)を受けようとする者は、講習開始前に大型車講習受講申請書(別記様式第10の3の2)を提出するものとする。

(講習の時間)

- 第17条の9の3 大型車講習の講習時間は、4時間とする。

(講習科目の基準)

- 第17条の9の4 大型車講習の講習科目は、別表第9の2に掲げる基準によりこれを行うものとする。

(受講証明)

- 第17条の9の5 大型車講習を終了した者に対しては、大型車講習終了証明書(別記様式第10の3の3)を交付するものとする。

第5章の3の3 中型車講習

(講習の申出)

第17条の9の6 中型免許を受けようとする者に対する法第108条の2第1項第4号に規定する講習（以下「中型車講習」という。）を受けようとする者は、講習開始前に中型車講習受講申請書（別記様式第10の3の4）を提出するものとする。

（講習の時間）

第17条の9の7 中型車講習の講習時間は、4時間とする。

（講習科目の基準）

第17条の9の8 中型車講習の講習科目は、別表第9の2に掲げる基準によりこれを行うものとする。

（受講証明）

第17条の9の9 中型車講習を終了した者に対しては、中型車講習終了証明書（別記様式第10の3の5）を交付するものとする。

第5章の3の4 準中型車講習

（講習の申出）

第17条の9の10 準中型免許を受けようとする者に対する法第108条の2第1項第4号に規定する講習（以下「準中型車講習」という。）を受けようとする者は、準中型車講習受講申請書（別記様式第10の3の6）を公安委員会に提出するものとする。

（講習の時間）

第17条の9の11 準中型車の講習時間は、8時間とする。ただし、現に普通免許を受けている者に対する講習にあつては4時間とする。

（講習科目の基準）

第17条の9の12 準中型車講習の講習科目は、別表第9の2及び別表第9の2の2に掲げる基準によりこれを行うものとする。

ただし、現に普通免許を受けている者に対しては、別表第9の2に掲げる基準とする。

（受講証明）

第17条の9の13 準中型車講習を終了した者に対しては、準中型車講習終了証明書（別記様式第10の3の7）を交付するものとする。

第5章の4 普通車講習

（講習の申出）

第17条の10 普通免許を受けようとする者に対する法第108条の2第1項第4号に規定する講習（以下「普通車講習」という。）を受けようとする者は、講習開始

前に普通車講習受講申請書（別記様式第10の4）を提出するものとする。

（講習の時間）

第17条の11 普通車講習の講習時間は、4時間とする。

（講習科目の基準）

第17条の12 普通車講習の講習科目は、別表第9の2の2に掲げる基準によりこれを行うものとする。

（受講証明）

第17条の13 普通車講習を終了した者に対しては、普通車講習終了証明書（別記様式第10の5）を交付するものとする。

第5章の5 大型二輪車講習

（講習の申出）

第17条の14 大型二輪免許を受けようとする者に対する法第108条の2第1項第5号に規定する講習（以下「大型二輪車講習」という。）を受けようとする者は、講習開始前に大型二輪車講習受講申請書（別記様式第10の6）を提出するものとする。

（講習の時間）

第17条の15 大型二輪車講習の講習時間は、3時間とする。

（講習科目の基準）

第17条の16 大型二輪車講習の講習科目は、別表第9の3に掲げる基準によりこれを行うものとする。

（受講証明）

第17条の17 大型二輪車講習を終了した者に対しては、大型二輪車講習終了証明書（別記様式第10の7）を交付するものとする。

第5章の6 普通二輪車講習

（講習の申出）

第17条の18 普通二輪免許を受けようとする者に対する法第108条の2第1項第5号に規定する講習（以下「普通二輪車講習」という。）を受けようとする者は、講習開始前に普通二輪車講習受講申請書（別記様式第10の8）を提出するものとする。

（講習の時間）

第17条の19 普通二輪車講習の講習時間は、3時間とする。

（講習科目の基準）

第17条の20 普通二輪車講習の講習科目は、別表第9の3に掲げる基準によりこれを行うものとする。

(受講証明)

第17条の21 普通二輪車講習を終了した者に対しては、普通二輪車講習終了証明書(別記様式第10の9)を交付するものとする。

第5章の7 応急救護処置講習(一)

(講習の申出)

第17条の22 大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許を受けようとする者に対する法第108条の2第1項第8号に規定する講習(以下「応急救護処置講習(一)」という。)を受けようとする者は、講習開始前に応急救護処置講習(一)受講申請書(別記様式第10の10)を提出するものとする。

(講習の時間)

第17条の23 応急救護処置講習(一)の講習時間は、3時間とする。

(講習科目の基準)

第17条の24 応急救護処置講習(一)の講習科目は、別表第9の4に掲げる基準によりこれを行うものとする。

(受講証明)

第17条の25 応急救護処置講習(一)を終了した者に対しては、応急救護処置講習(一)終了証明書(別記様式第10の11)を交付するものとする。

第5章の8 応急救護処置講習(二)

(講習の申出)

第17条の26 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとする者に対する法第108条の2第1項第8号に規定する講習(以下「応急救護処置講習(二)」という。)を受けようとする者は、講習開始前に応急救護処置講習(二)受講申請書(別記様式第10の12)を提出するものとする。

(講習の時間)

第17条の27 応急救護処置講習(二)の講習時間は、6時間とする。

(講習科目の基準)

第17条の28 応急救護処置講習(二)の講習科目は、別表第9の5に掲げる基準によりこれを行うものとする。

(受講証明)

第17条の29 応急救護処置講習（二）を終了した者に対しては、応急救護処置講習（二）終了証明書（別記様式第10の13）を交付するものとする。

第5章の9 大型旅客車講習

（講習の申出）

第17条の30 大型第二種免許を受けようとする者に対する法第108条の2第1項第7号に規定する講習（以下「大型旅客車講習」という。）を受けようとする者は、講習開始前に大型旅客車講習受講申請書（別記様式第10の14）を提出するものとする。

（講習の時間）

第17条の31 大型旅客車講習の講習時間は、6時間とする。

（講習科目の基準）

第17条の32 大型旅客車講習の講習科目は、別表第9の6に掲げる基準によりこれを行うものとする。

（受講証明）

第17条の33 大型旅客車講習を終了した者に対しては、大型旅客車講習終了証明書（別記様式第10の15）を交付するものとする。

第5章の9の2 中型旅客車講習

（講習の申出）

第17条の33の2 中型第二種免許を受けようとする者に対する法第108条の2第1項第7号に規定する講習（以下「中型旅客車講習」という。）を受けようとする者は、講習開始前に中型旅客車講習受講申請書（別記様式第10の15の2）を提出するものとする。

（講習の時間）

第17条の33の3 中型旅客車講習の講習時間は、6時間とする。

（講習科目の基準）

第17条の33の4 中型旅客車講習の講習科目は、別表第9の6に掲げる基準によりこれを行うものとする。

（受講証明）

第17条の33の5 中型旅客車講習を終了した者に対しては、中型旅客車講習終了証明書（別記様式第10の15の3）を交付するものとする。

第5章の10 普通旅客車講習

（講習の申出）

第17条の34 普通第二種免許を受けようとする者に対する法第108条の2第1項第7号に規定する講習（以下「普通旅客車講習」という。）を受けようとする者は、講習開始前に普通旅客車講習受講申請書（別記様式第10の16）を提出するものとする。

（講習の時間）

第17条の35 普通旅客車講習の講習時間は、6時間とする。

（講習科目の基準）

第17条の36 普通旅客車講習の講習科目は、別表第9の6に掲げる基準によりこれを行うものとする。

（受講証明）

第17条の37 普通旅客車講習を終了した者に対しては、普通旅客車講習終了証明書（別記様式第10の17）を交付するものとする。

第6章 その他の講習

（新免許取得者に対する講習）

第18条 学校長は新たに自動車運転免許試験に合格した者に対して、自動車運転免許証を交付する前に道路交通の安全について講習を行うよう努めなければならない。

2 前項の講習の時間及び講習科目の基準は更新時講習の例によるものとする。

（特定任意講習）

第18条の2 法第97条の2第1項第3号ハ及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第37条の6第1項第2号に定める法第108条の2第2項の規定による講習（以下「特定任意講習」という。）を受けようとする者で、更新期間満了日における年齢が70歳未満の者は、あらかじめ特定任意講習申請書（別記様式第13）を提出するものとする。

2 特定任意講習受講者は、講習開始前に特定任意講習受講申請書（別記様式第14）を提出するものとする。

3 コースにおける自動車等の運転をすることにより、加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に著しい影響を及ぼしているかどうかについての確認（以下「チャレンジ講習」という。）を受けようとする者は、高齢者講習通知書等を講習開始前に講習施設の管理者に提示するとともに高齢者講習等受講申請書を提出するものとする。

4 チャレンジ講習において当該影響がない旨の確認を受けた者に対する特定任意

講習（以下「簡易特定任意高齢者講習」という。）を受けようとする者は、講習開始前に高齢者講習等受講申請書を提出するものとする。

（講習の時間）

第18条の3 特定任意講習の講習時間は、2時間とする。

2 チャレンジ講習の講習時間は、30分とする。

3 簡易特定任意高齢者講習の講習時間は、1時間とする。

（講習科目の基準）

第18条の4 特定任意講習の講習科目は、別表第7に掲げる更新時講習のうち一般運転者に対する講習の基準によりこれを行うものとする。

2 チャレンジ講習の講習科目は、別表第10に掲げる講習の基準によりこれを行うものとする。

3 特定任意高齢者講習の講習科目は、別表第10の1に掲げる講習の基準によりこれを行うものとする。

（受講証明）

第18条の5 特定任意講習を終了した者に対しては、特定任意講習終了証明書（別記様式第15）を交付するものとする。

2 チャレンジ講習において当該影響がない旨の確認を受けた者に対しては、チャレンジ講習受講結果確認書（別記様式第15の2）を交付するものとする。

3 簡易特定任意高齢者講習を終了した者に対しては、簡易特定任意高齢者講習終了証明書（別記様式第15の3）を交付するものとする。

（認知機能検査員講習）

第18条の6 認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関して行う講習（以下「認知機能検査員講習」という。）を受けようとする者は、講習開始前に認知機能検査員講習受講申請書（別記様式第16）を提出するものとする。

2 講習時間は、高齢者講習における指導に必要な能力を有する者に対する講習は3時間、その他の者に対する講習は5時間30分とする。

3 認知機能検査員講習の講習科目は、別表第11に掲げる基準により行うものとする。

4 認知機能検査員講習を受講した者に対しては、認知機能検査員講習受講証明書（別記様式第17）を交付するものとする。

（認知機能検査）

第18条の7 認知機能検査を受けようとする者は、高齢者講習通知書又は法第

101条の7第2項に基づく通知を受けた者は臨時認知機能検査通知書（細則別記様式第12の5）を公安委員会に提示するとともに認知機能検査受検申請書（別記様式第7の2の2）を提出するものとする。

2 認知機能検査を受検した者に対しては、認知機能検査の結果に応じて、認知機能検査結果通知書（別記様式第18、別記様式第18の2及び別記様式第18の3）を交付するものとする。

（一般交通安全講習）

第19条 学校長は道路交通の安全に関する講習について一般からの申出があったときは職員の派遣、学校施設の利用、教育資器材の貸与等便宜を供与して安全思想の普及に努めるものとする。

第7章 雑則

（講習会場の秩序維持）

第20条 学校長は講習を妨害し、又は講習場内の秩序をみだすおそれのある者に対しては、当日講習を受けさせないことができる。

（講習効果の測定）

第21条 学校長は受講者に対する講習効果の測定及び検討を行い、常に講習方法の改善に努めなければならない。

（本部長に委任する事項）

第22条 この規定に定めるもののほか講習を実施するため必要な事項は本部長が定めるものとする。

附則

1 この規程は昭和47年5月15日から施行する。

2 石川県自動車等運転免許行政処分者講習実施規程（昭和41年石川県公安委員会規程第2号）は廃止する。

附則（昭和50年4月1日公安委員会規程第1号）

この規程は、昭和50年4月1日から施行する。

附則（昭和60年10月1日公安委員会規程第4号）

この規程は、昭和60年10月1日から施行する。

附則（昭和60年12月20日公安委員会規程第5号）

この規程は、昭和61年1月1日から施行する。

附則（平成2年9月1日公安委員会規程第2号）

1 この規程は、平成2年9月1日から施行する。

- 2 この規程の施行前に、法第71条の4の初心運転者となった者の初心運転者講習については、なお従前の例による。

附則（平成4年11月1日公安委員会規程第5号）

この規程は、平成4年11月1日から施行する。

附則（平成6年3月29日公安委員会規程第2号）

この規程は、平成6年5月10日から施行する。

附則（平成6年10月1日公安委員会規程第5号）

この規程は、平成6年10月1日から施行する。

附則（平成8年8月30日公安委員会規程第5号）

この規程は、平成8年9月1日から施行する。

附則（平成10年9月14日公安委員会規程第4号）

この規程は、平成10年10月1日から施行する。

附則（平成12年3月31日公安委員会規程第3号）

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

- 2 この規程による改正前の石川県道路交通に関する講習実施規程に規定する様式による書面については、改正後の石川県道路交通に関する講習実施規程に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。この場合には、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

附則（平成14年5月31日公安委員会規程第5号）

この規程は、平成14年6月1日から施行する。

附則（平成19年5月25日公安委員会規程第5号）

この規程は、平成19年6月2日から施行する。

附則（平成21年3月3日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則（平成21年5月29日公安委員会規程第5号）

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附則（平成25年8月6日公安委員会規程第3号）

この規程は、平成25年9月1日から施行する。

附則（平成26年5月30日公安委員会規程第6号）

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

附則（平成27年5月25日公安委員会規程第2号）

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附則（平成29年3月3日公安委員会規程第2号）

- 1 この規程は、平成29年3月12日から施行する。
- 2 この規程による高齢者講習終了証明書は、改正後の別記様式第7の3の様式にかかわらず、当分の間、なお従前の様式によることができる。

別表第1（第3条の4）

初心運転者講習の講習科目に関する基準

講習事項	講習科目
1 安全運転意識の向上	(1) 運転意識の改善の必要性 (2) 運転適性検査
2 場内コースにおける運転演習	(1) 運転技能の補正 (2) 危険の予測・危険の判断の実地訓練
3 路上における運転演習	(1) 運転行動の観察 (2) 他の交通に対する配慮 (3) 路上運転についての話し合い
4 危険予測訓練	(1) 危険予測ディスカッション (2) 危険の予測・判断能力の向上
5 新たな心構え	(1) 効果測定 (2) 新たな心構えの確立 (3) 総合講評

別表第2（第4条関係）

講習時間の基準

区分		安全運転管理者		副安全運転管理者
		副安全運転管理者の選 任を要する事業所	副安全運転管理者の選 任を要しない事業所	
運転 管理 の 経 験	3 年 未 満	6 時 間	6 時 間	6 時 間
	3 年 以 上	6 時 間	6 時 間	6 時 間
そ講と の習す 他をる 特必と 別要き		8 時 間	8 時 間	8 時 間

備考 特別講習は、事故、違反多発事業所等安全運転管理の強化が必要と認められる場合等に行うものとする。

別表第3（第5条）

安全運転管理者講習の講習科目に関する基準

講習事項	講習科目
法令の知識	1 道路交通法、道路運送車両法等、関係法令の知識 2 交通事故を起したときの責任
安全運転のための知識	3 交通事故の現状 4 安全運転の基礎知識 5 運転適性に関する知識 6 安全運転の知識 (1) 歩行者等の保護 (2) 危険な場所における走行 (3) 飲酒運転による危険性 (4) 高速道路における走行上の注意
安全運転管理についての心構えと方法	7 管理者の責務 8 運行の管理 9 車両の管理 10 運転者の管理 11 運転者の指導教育 12 事故防止対策
交通事故と賠償	13 損害賠償の基本 14 交通事故に対する保険制度 15 自賠法の骨子
注 1 講習内容は地域的な実情を加味して要点的に選択できる。 2 講習科目の2科目以上に関連するもの又は科目中さらに専門的に掘り下げたものを1科目の内容とすることができる。	

別表第4（第9条）

処分者講習の講習科目に関する基準

講習区分	講習事項	講習科目
		(開 講)
短期講習	道路交通の現状及び交通事故の実態	1 道路交通の現状 2 交通事故の実態
中期講習	運転者としての資質の向上に関すること	3 運転者の社会的立場 4 安全運転の心構え
長期講習	自動車等の運転について必要な知識	5 安全運転の基礎知識 6 道路交通法令の知識及び安全運転の方法 7 事故事例研究に基づく安全運転の方法 8 構造取扱いの知識 9 講習対象者別に必要な安全運転の知識
中期講習 長期講習	自動車等の運転について必要な技能	10 運転技能についての診断と指導
短期講習 中期講習 長期講習	自動車等の運転について必要な運転適性	11 運転適性についての診断と指導
短期講習 中期講習 長期講習		(面接指導)
短期講習 中期講習 長期講習		(考 査)

備考 各種特別学級を設ける場合は、別に通達するところにより講習科目の一部を省略することができる。

別表第5（第10条）

処分期間の短縮日数の基準

受講者			考查成績別短縮日数		
処分区別	講習区分	処分日数	優	良	可
免許の効力の停止 自動車等の 運転の禁止	短期講習	30日	29日	25日	20日
	中期講習	60日	30日	27日	24日
	長期講習	90日	45日	40日	35日
		120日	60日	50日	40日
		150日	70日	60日	50日
		180日	80日	70日	60日
免許の保留 免許を与えた後における 免許の効力の停止	短期講習	39日以下	受講日を除く残り日数	処分日数の80%に当たる日数	処分日数の70%に当たる日数
	中期講習	40日～89日	処分日数の50%に当たる日数	処分日数の45%に当たる日数	処分日数の40%に当たる日数
	長期講習	90日～180日	処分日数の45%に当たる日数	処分日数の40%に当たる日数	処分日数の35%に当たる日数

- 備考 1 考查成績の優は85%以上の成績、良は70%以上の成績、可は50%以上の成績とする。
- 2 免許の保留並びに免許を与えた後における免許の効力の停止の短縮日数を算出する場合において、1日未満の端数は切り捨てるものとする。
- 3 受講態度不良で改善効果が低いと認めた者については、直近下位の成績に係る短縮日数を下まわらない限度で当該本人の成績に係る短縮日数を下まわる短縮を行ってもよい。

別表第5の2（第10条の4）

違反者講習の講習科目に関する基準

講習事項	講習科目
座学（講義）	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路交通の現状 2 交通事故の実態 3 運転者の社会的立場 4 安全運転の心構え 5 安全運転の基礎知識 6 道路交通法令の知識及び安全運転の方法 7 構造取扱いの知識 8 事故事例研究に基づく安全運転の方法 9 運転適性についての診断と指導
社会参加活動を含む講習	<ol style="list-style-type: none"> 1 活動方法の説明 2 現場活動
社会参加活動を含まない講習	<ol style="list-style-type: none"> 1 実車による指導と診断 2 運転シミュレーター操作による診断と指導 3 面接指導

別表第5の3（第10条の8）

処分基準

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第108条の3の4
処 分 の 概 要：自転車運転者講習の受講命令
原権者（委任先）：石川県公安委員会
処 分 基 準： 道路交通法第108条の3の4に規定する危険行為（以下単に「危険行為」という。）をした自転車運転者であって、当該危険行為をした日を起算日とする過去3年以内にその他の危険行為をしたものについて、次に掲げる場合を除き、3月以内に行われる自転車運転者講習の受講を命ずることとする。 <ul style="list-style-type: none">・ 交通事故によるなど、自転車の運転によって道路における交通の危険を生じさせるおそれが失われたと認められる場合・ 既に自転車運転者講習を受けた者である場合であって、自転車運転者講習を受講した後の危険行為が2回に満たないとき

別表第6（第12条）

指定教習所職員講習の講習科目に関する基準

区 分	講 習 事 項	講 習 科 目
教習指導員	1 教習指導員として必要な知識	(1) 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識
		(2) 指定自動車教習所に関する法令等についての知識
		(3) 教習指導員として必要な教育についての知識
	2 教習指導員として必要な技能	(1) 教習指導員として必要な自動車の運転技能
		(2) 技能教習の教習方法
		(3) 学科教習の教習方法
技能検定員	1 技能検定員として必要な知識	(1) 教則の内容となっている事項
		(2) 指定自動車教習所に関する法令等についての知識
		(3) 技能検定の実施に関する知識
		(4) 自動車の運転技能の評価方法に関する知識
	2 技能検定員として必要な技能	(1) 技能検定員として必要な自動車の運転技能
		(2) 自動車の運転技能に関する観察力及び採点方法
管理者を直接に補佐する職員	1 管理者を直接に補佐する職員として必要な知識	(1) 指定自動車教習所に関する法令等についての知識
		(2) 指定自動車教習所の管理に関する知識

別表第6の2（第13条の4）

高齢者講習（75歳未満及び75歳以上の合理化講習）

講習科目に関する基準

講習事項	講習科目
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴 (3) 申請取消制度や各種支援制度
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘルメット、プロテクターの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置
3 安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識 (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測と回避方法等
4 運転適性についての指導①	(1) 運転適性検査器材による指導
5 運転適性についての指導②	(1) 実車による指導

※ 小型特殊免許のみを受けている者は、1～4までの受講とする。

別表第6の2の2（第13条の4）

高齢者講習（75歳以上高度化講習）の講習科目に関する基準

講習事項	講習科目
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴 (3) 申請取消制度や各種支援制度
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘルメット、プロテクターの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置
3 安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識 (2) 最近において改正が行われた道路交通法の知識 (3) 危険予測と回避方法等
4 運転適性についての指導①	(1) 運転適性検査器材による指導
5 運転適性についての指導②	(1) 実車による指導
6 総合的な安全指導	(1) 運転行動に関する個別具体的な指導等 (2) 身体機能の低下が運転に及ぼす影響等 (3) 危険予測と回避方法等

※ 小型特殊免許のみを受けている者は、1～4及び6の受講とする。

別表第6の2の3（第13条の4）

臨時高齢者講習の講習科目に関する基準

講習事項	講習科目
1 運転適性についての指導	(1) 実車による指導
2 総合的な安全指導	(1) 運転行動に関する個別具体的な指導等 (2) 身体機能の低下が運転に及ぼす影響等 (3) 危険予測と回避方法等

※ 小型特殊免許のみを受けている者は、2の受講とする。

別表第7（第16条）

更新時講習の講習科目に関する基準

講習事項	講習科目
1 一般運転者 に対する講習	(1) 道路交通の現状と交通事故の実態 (2) 運転者の心構えと義務 (3) 安全運転の知識 (4) 運転適性についての診断と指導
2 優良運転者 に対する講習	(1) 道路交通の現状と交通事故の実態 (2) 運転者の心構えと義務 (3) 安全運転の知識
3 違反運転者 と初回更新者 に対する講習	(1) 道路交通の現状と交通事故の実態 (2) 運転者の心構えと義務 (3) 安全運転の知識 (4) 運転適性・技能の診断と指導

別表第 8

取消処分者講習の講習科目に関する基準

講習事項	講習科目
1 運転適性	(1) 運転適性検査 (2) 導入 (3) 運転適性検査結果による指導・助言 (4) 性格と運転の概説
2 運転技能	(1) 運転技能の診断 (2) 危険予知運転の解説
3 安全運転診断	(1) 安全運転実行のための指導・助言 (2) 講習から得られるものは何か

別表第9（第17条の8）

原付講習の講習科目に関する基準

講習事項	講習科目
1 技能講習	(1) 基本操作 (2) 基本走行 (3) 応用走行
2 講義講習	(1) 運転適性検査 (2) 視聴覚教育

別表第9の2（第17条の9の4、第17条の9の8、第17条の9の12）

大型車講習、中型車講習及び準中型車講習の講習科目に関する基準

講習事項	講習科目
1 危険を予測した運転	(1) 貨物自動車の特性を理解した運転 (2) 危険を予測した運転 (3) 危険予測ディスカッション
2 悪条件下での運転	(1) 夜間の運転 (2) 悪条件下での運転

別表第9の2の2（第17条の9の12、第17条の12）

普通車講習、普通車を使用した準中型車講習（現に普通免許を受けていない者に限る）の講習科目に関する基準

講習事項	講習科目
1 危険を予測した運転	(1) 危険を予測した運転 (2) 危険予測ディスカッション
2 高速道路での運転	(1) 高速道路での運転に必要な知識 (2) 高速道路での運転に必要な技能

別表第9の3（第17条の16、第17条の20）

大型二輪車講習及び普通二輪車講習の講習科目に関する基準

講習事項	講習科目
危険を予測した運転	(1) 危険を予測した運転 (2) 危険予測ディスカッション (3) 二人乗り運転に関する知識 (4) ケース・スタディ（交差点） (5) 交通状況及び道路環境に応じた運転

別表第9の4（第17条の24）

応急救護処置講習（一）の講習科目に関する基準

講習事項	講習科目
1 応急救護処置（講義）	(1) 応急救護処置とは (2) 実施上の留意事項 (3) 救急体制 (4) 応急救護処置の基礎知識
2 応急救護処置（実技）	(1) 応急救護処置の基本 (2) 応急救護処置の実践 (3) まとめ

別表第9の5（第17条の28）

応急救護処置講習（二）の講習科目に関する基準

講習事項	講習科目
1 応急救護処置（講義）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 応急救護処置とは (2) 実施上の留意事項 (3) 救急体制 (4) 具体的な実施要領 (5) 各種傷病者に対する対応 (6) まとめ
2 応急救護処置（実技）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 傷病者の観察・移動 (2) 体位管理 (3) 心肺蘇生法 (4) 気道異物除去 (5) 止血法 (6) 包帯法 (7) 固定法

別表第9の6（第17条の32、第17条の33の4、第17条の36）

大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習の
講習科目に関する基準

講習事項	講習科目
1 危険を予測した運転	(1) 危険を予測した運転 (2) 危険予測ディスカッション
2 夜間の運転	夜間の運転
3 悪条件下での運転	悪条件下での運転
4 身体障害者等への対応	身体障害者等への対応

別表第10（第18条の4）

チャレンジ講習の講習科目に関する基準

講習事項	講習科目
1 事前説明	(1) 講習の趣旨及び講習の内容の説明
2 模範走行	(1) 一般課題、特別課題及び参考課題の模範走行
3 実車走行	(1) 一般課題、特別課題及び参考課題の実車走行
4 講評等	(1) 実車走行の結果について講評
5 チャレンジ講習受講結果確認書の交付	(1) チャレンジ講習受講結果確認書の交付 (2) 今後の手続き等について説明

別表第10の1（第18条の4）

簡易特定任意高齢者講習の講習科目に関する基準

講習事項	講習科目
1 道路交通の現状と交通事故の実態	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴
2 運転者の心構えと義務	<ul style="list-style-type: none"> (1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘルメットの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置
3 安全運転の知識	<ul style="list-style-type: none"> (1) 安全運転の基礎知識 (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測と回避方法等
4 運転適性についての指導	<ul style="list-style-type: none"> (1) 運転適性検査器材による指導

別表第11（第18条の6）

認知機能検査員講習の講習科目に関する基準

講習事項	講習科目
1 高齢者と認知症の実態及び基礎理論★	(1) 認知症の実態と基礎理論 (2) 認知症の症状と対応方法
2 高齢運転者対策の概要★	(1) 高齢者の交通事故の現状 (2) 認知機能検査の導入 (3) 認知機能検査の結果に基づく高齢者講習・免許証の更新手続 (4) 認知症のおそれがある者に対する臨時適性検査の実施 (5) 申請による免許取消し (6) 高齢運転者標識
3 認知機能検査の実施方法	(1) 認知機能検査の実施方法 (2) 検査結果の採点方法 (3) 検査結果の伝達方法 (4) 認知機能検査の模擬実施

※ ★の講習事項は、高齢者講習における指導に必要な能力を有する者に対しては行わない。

別記様式第1（第3条の2）

初心運転者講習申出書

石川県公安委員会 殿

年 月 日

住所 市 町

郡 村

（電話 局 番）

氏名 印（男・女）

年 月 日生（ 歳）

道路交通法第108条の2第1項第10号に規定する講習を受けたいので申し出ます。

	講 習 項 目	月 日	備 考
指 導 員 確 認 欄	安全運転意識の向上		
	場内コースにおける運転演習		
	路上における運転演習		
	危険予測訓練		
	新たな心構え		

別記様式第2（第3条の5）

第	号	初心運転者講習終了証書
		住所
		氏名
		年 月 日生
	講習の種類	
上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第10号		
に規定する講習を終了したものであることを証明する。		
		年 月 日
	指定講習機関名	
	管 理 者	印

別記様式第2の2（第3条の6）

年 月 日

公安委員会 殿

石川県公安委員会

初心運転者講習移送通知書

下記の者について初心運転者講習通知書を送付する。

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
免許証の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
講習の種類	
講習をしようとする理由	
備 考	

別記様式第3（第6条）

受 講 証 明 書

（使用者名）

殿

あなたは 年 月 日当公安委員会で実施した安全運転管理者講習を
受講されたことを証します。

年 月 日

石川県公安委員会

別記様式第4（第7条）

講 習 申 出 書					
石川県警察本部長 殿					
私は、道路交通法第108条の2第1項第3号に掲げる講習を受けたいので申出します。					
なお、停止期間中は絶対に自動車等を運転しないことを誓います。					
年 月 日					
(整理番号)					
申出者氏名					
生年月日 年 月 日生					
受講成績	適 性 検 査				終了時考査
	ペーパー テスト	機器テスト	シミュレー ター	実 技	
短縮日数	日間		年 月 日まで		
(処分番号)					
年 月 日 執行 停止 日					

※ 処分理由									
理 由	年月日	違反行為の 種 別 等	違反	事故	死亡	重傷	軽傷	物	点数
									点
									点
									点
									点
									点
									点
									点
	前 歴 回 累 積 点 数								
備 考									

別記様式第5（第10条）

運転免許の停止期間短縮通知書	
写 真	年 月 日
	道路交通法第103条第8項の規定に基づき表記の停止処分はその期間を 日間短縮し、年 月 日までとしたので通知します。
石川県警察本部長	

別記様式第6（第10条第3項）

写 真	（通知書番号第 号）
	年 月 日
	石川県警察本部長
自動車等の運転禁止の期間短縮通知書	
あなたは道路交通法第108条の2第1項第3号の規定に基づく講習を終了しましたので、あなたに対する自動車等の運転禁止の期間を 日間短縮し 日間（年 月 日から 年 月 日まで）の運転の禁止とします。	

注 運転禁止期間が終了した翌日に、この通知書を持参して石川県警察本部運転免許課行政処分係へ提出のうえ国際運転免許証を受領して下さい。なおその日が日曜、祭日などにあたる時は前日に係へ通知しておいて下さい。

別記様式第6の2（第10条の2）

違反者講習受講申請書 石川県公安委員会 殿 年 月 日 住所 氏名 生年月日 年 月 日生 (整理番号)									
講習区分	・社会参加活動 (事前体験コース) ・社会参加活動 (当日体験コース) ・実車等コース								
受講成績	ペーパーテスト	動体視力等	機 器 テ ス ト	シ ミ ュ レ ー タ ー	実 車	考 査 等			
処分番号			受講車種	普通車 二輪・原付	講習番号				
社会参加活動の内容			事前体験コース						
			当日体験コース						
根 拠 条 文			道路交法第102条の2						
理由	年月日	違反行為の種別等	違反	事故	死	傷	建	物	点 数
									点
									点
									点
									点
									点
									点
備考				受講年月日					
				受講済登録					

別記様式第6の3（第10条の6）

違反者講習移送通知書 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> 公安委員会 殿 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">石川県公安委員会 印</div> 下記の者について違反者講習移送通知書を送付する。	
住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
免許証番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許の種類	
理 由	道路交通法第102条の2に該当
基準該当時 公安委員会	
備 考	

- (注) 1 基準該当時公安委員会欄には、違反者講習の基準に該当することとなった時における住所地を管轄する公安委員会を記載する。
- 2 国際運転免許関係を除く。

別記様式第6の4（第10条の6）

違反者講習移送通知書 <div style="text-align: right; margin-top: 5px;"> 年 月 日 </div>	
公安委員会 殿	
石川県公安委員会 印	
下記の者について違反者講習移送通知書を送付する。	
本邦における住所	
氏 名	
国際運転免許証等の番号	第 号 年 月 日
運転することができる自動車等の種類	
理 由	道路交通法第107条の4の2に該当
基準該当時公安委員会	
備 考	

- (注) 1 基準該当時公安委員会欄には、違反者講習の基準に該当することとなった時における住所地を管轄する公安委員会を記載する。
- 2 国際運転免許関係に限る。

別記様式第6の5（第10条の6）

違反者講習通知移送通知書	
年 月 日	
公安委員会 殿	
石川県公安委員会 印	
下記の者について違反者講習通知移送通知書を送付する。	
住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
免許証番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許の種類	
理 由	道路交通法第102条の2に該当
講習通知	年 月 日 公安委員会通知
基準該当時 公安委員会	
備 考	

- (注) 1 基準該当時公安委員会欄には、違反者講習の基準に該当することとなった時における住所地を管轄する公安委員会を記載する。
- 2 国際運転免許関係を除く。

別記様式第6の6（第10条の6）

違反者講習通知移送通知書	
年 月 日	
公安委員会 殿	
石川県公安委員会 印	
下記の者について違反者講習通知移送通知書を送付する。	
本邦における住所	
氏 名	
国際運転免許証等の番号	第 号 年 月 日
運転することができる自動車等の種類	
理 由	道路交通法第107条の4の2に該当
講 習 通 知	年 月 日 公安委員会通知
基準該当時公安委員会	
備 考	

- (注) 1 基準該当時公安委員会欄には、違反者講習の基準に該当することとなった時における住所地を管轄する公安委員会を記載する。
- 2 国際運転免許関係に限る。

別記様式第6の7（第10条の6）

違反者講習期間経過通知書

年 月 日

公安委員会 殿

石川県公安委員会 印

下記の者は、違反者講習を受講しないで受講期間を経過したので通知する。

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
免許証番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許の種類	
備 考	

（注） 国際運転免許関係を除く。

別記様式第6の8（第10条の6）

違反者講習期間経過通知書

年 月 日

公安委員会 殿

石川県公安委員会 印

下記の者は、違反者講習を受講しないで受講期間を経過したので通知する。

本邦における住所	
氏 名	
国際運転免許証等の番号	第 号 年 月 日
運転することができる自動車等の種類	
備 考	

(注) 国際運転免許関係に限る。

年 月 日

自転車運転者講習受講命令書受領書

石川県公安委員会 殿

住所

連絡先

氏名

私は、 年 月 日から 年 月 日までの間に自転車運転者講習を受けるべきことを命令するという内容の自転車運転者講習受講命令書を受領しました。

また、受講の場所・日時については、

- ・ 別途調整します。
- ・ 下記のとおりとします。

場所	
日時	年 月 日 午前 時 分 から 午後

別記様式第6の10（第10条の9）

講 習 受 講 申 請 書				
石川県公安委員会 殿				
受講年月日	年 月 日			
ふりがな 氏 名	(氏)	----- (名)	連絡先 (電話番号)	
生年月日	年 月 日 (歳)		性別	男 女
本籍・国籍等				
住 所				
講習場所	<input type="checkbox"/> 石川県警本部 <input type="checkbox"/> 石川県運転免許センター <input type="checkbox"/> その他 ()			
備 考				

第 号

自転車運転者講習終了証書

住所

氏名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項
第14号に掲げる自転車運転者講習を終了した者であることを証明する。

年 月 日

実施機関

印

備考 実施機関は、自転車運転者講習を実施した「石川県公安委員会」又は「講習受託者名及び代表者名」とする。

年　　月　　日

再交付申請書

実施機関 殿

住所

氏名

印

年　　月　　日生

私は、　　　　　年　　月　　日に　　　　　　　　　において
自転車運転者講習を受講しましたが、下記の理由により、自転車運転者講習終了
証書の再交付を申請します。

理 由	<input type="checkbox"/> 亡失 <input type="checkbox"/> 滅失 <input type="checkbox"/> 棄損 <input type="checkbox"/> その他（ ）
備 考	

備考　　実施機関は、自転車運転者講習を実施した「石川県公安委員会」又は「講習受託者名及び代表者名」とする。

別記様式第7（第13条）

受 講 証 明 書

（指定教習所名）

殿

あなたは 年 月 日当公安委員会で実施した指定校職員講習（ ）
を受講されたことを証します。

年 月 日

石川県公安委員会

別記様式第7の2（第13条の2・第18条の2・第18条の7）

高 齢 者 講 習 受 講 申 請 書														年	月	日
石川県公安委員会 殿																
実 施 日								実 施 場 所								
氏 名		(ふりがな)						生 年 月 日		年 月 日						
本籍・国籍等																
住 所																
運 転 免 許 証	有 効 期 限 等	交 付 年 月 日						公安委員会								
	有 効 期 限	年 月 日														
	番 号	_____														
	種 別	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	け 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二	け 引 二
	条 件 等															
講 習 等 の 種 類		<input type="checkbox"/> 高齢者講習（70歳から74歳） <input type="checkbox"/> 高齢者講習（75歳以上・3時間） <input type="checkbox"/> 高齢者講習（75歳以上・2時間） <input type="checkbox"/> 小特限定講習（ <input type="checkbox"/> 70～74歳 <input type="checkbox"/> 75歳以上） <input type="checkbox"/> チャレンジ講習（ <input type="checkbox"/> 70～74歳 <input type="checkbox"/> 75歳以上） <input type="checkbox"/> 簡易特定任意高齢者講習（確認年月日 年 月 日）														
講 習 の 車 種		<input type="checkbox"/> 普通自動車（ <input type="checkbox"/> MT車 <input type="checkbox"/> AT車） <input type="checkbox"/> 普通自動二輪車 <input type="checkbox"/> 原動機付自転車														
運 転 頻 度		1 日常の運転状況 <input type="checkbox"/> 毎日運転 <input type="checkbox"/> ときどき（週 回くらい） <input type="checkbox"/> 全く運転していない 2 通常運転している車両 <input type="checkbox"/> 大型 <input type="checkbox"/> 中型 <input type="checkbox"/> 準中型 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 大特 <input type="checkbox"/> 大型二輪 <input type="checkbox"/> 普通二輪 <input type="checkbox"/> 小特 <input type="checkbox"/> 原付														
備 考																

※ 手数料は、石川県証紙を別紙「使用料（手数料）納入票」に貼り付け納入してください。

別記様式第7の2の2（第18条の7）

認 知 機 能 検 査 受 検 申 請 書															
年 月 日															
石川県公安委員会 殿															
実施日時											実施場所				
(ふりがな) 氏 名											生年月日	年 月 日 (歳)			
											性別	男・女			
住 所															
運 転 免 許 証	有効期限等	交 付 年 月 日										公安委員会			
		有効期限 年 月 日													
	番 号	—————													
種 別	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	け 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二	け 引 二
条 件 等	<input type="checkbox"/> 中型車は中型（8 t）に限る <input type="checkbox"/> 眼鏡等 <input type="checkbox"/>														
検 査 別	<input type="checkbox"/> 更新認知機能検査 <input type="checkbox"/> 任意認知機能検査 <input type="checkbox"/> 特定失効認知機能検査 <input type="checkbox"/> 臨時認知機能検査 <input type="checkbox"/> 特定取消処分者認知機能検査 <input type="checkbox"/>														
手 数 料	<input type="checkbox"/> 650円														
※検査番号及 び検査結果	検査番号 号										総合点 点				
※高齢者講習 受講予定日	年 月 日										開始時間 :				
備 考															

※ 欄は記入しないでください。（職員記載欄）

- ・ 手数料は、石川県証紙を別紙「使用料（手数料）納入票」に貼り付け納入してください。

別記様式第7の3（第13条の5）

第 号

高齢者講習終了証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、年 月 日道路交通法第108条の2第1項第12号
（道路交通法施行規則第38条第12項第2号の表の1の項に掲げる講習）
に掲げる講習（道路交通法施行規則第38条第12項第2号の表の2の項に掲げる講習）を
（道路交通法施行規則第38条第12項第2号の表の3の項に掲げる講習）
（道路交通法施行規則第38条第12項第2号の表の4の項に掲げる講習）
終了した者であることを証明する。

年 月 日

石川県公安委員会 印

別記様式第8 (第14条)

運転免許証更新申請書 (受講申請書)

石川県公安委員会 殿

年 月 日

更新手数料

講習手数料

--

--

① 資料区分	更新	期格	特更	格更	経格	経更	住	氏	住氏	本国	住本	氏本	氏住本	外住	外住氏	外住本	外住氏	再交付	
	36	31	32	33	35	38	51	52	53	54	55	56	57	A1	A3	A5	A7	59	
⑥ 生年月日							年			月			日						
③ 免許証番号														⑦ 性別	男	女			
													⑦ 性別	1	2				
⑨ フリガナ													連絡先						
⑧ 氏名	(姓)						(名)						(TEL)						
⑩ 籍・国籍等																			
⑪ 住所	石川県																		
⑫ 免許の条件等	変更	付加	解除																
⑬ 免許の種類	大型	中型	準中型	普通	大特	大自二	普自二	小特	原付	け引	大二	中二	普二	大特二	け引二				
	11	18	19	12	13	21	22	15	16	17	31	38	32	33	34				
⑭ 特定失効区分	6か月以内やむを得ず 今回のみ			6か月以内やむを得ず 今回及び前回			6か月以内やむを得ず 今回、前回及び前々回			なし			⑮ 更新申請県						
	1			2			A			0									

別記様式第8の2（第14条）

一 般 講 習

No. _____

更 新 時 講 習 の ご 案 内
免 許 証 交 付

更新時一般講習を次のとおり行いますので受講してください。

◇講習時間

_____ : _____ から （約1時間）

◇講習会場

階 _____ 講習室

*講習会場の受付で、この用紙を提出して
ください。

受講証明欄

◆免許証交付

講習終了後、上記講習室で交付します。

別記様式第8の3（第14条）

優

No. _____

更 新 時 講 習 の ご 案 内
免 許 証 交 付

更新時優良講習を次のとおり行いますので受講してください。

◇講習時間

_____ : _____ から （約30分間）

◇講習会場

階 _____ 講習室

*講習会場の受付で、この用紙を提出して
ください。

受講証明欄

◆免許証交付

講習終了後、上記講習室で交付します。

別記様式第8の4（第14条）

違反講習（午後1回目）

初回講習 No. _____

更新時講習のご案内

◇とき

から

2時間

受講証明欄

◇ところ

講習室

※講習会場の受付で、この用紙を提出してください。

◆免許証交付

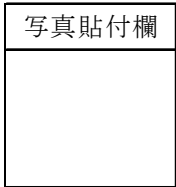
講習終了後、上記講習室で交付します。

（但し、免許停止中の方は除きます。）

裏面に講習場所が記載されてます。

別記様式第9 削除

別記様式第10（第17条の2）

取消処分者講習受講申請書 年 月 日 石川県公安委員会 殿	
氏名、生年月日	年 月 日生
本籍・国籍等	
住 所	
免許欠格期間満了の日	年 月 日
取消前に取得していた免許の種類	大 中 準 普 大 大 普 小 原 け 大 中 普 大 け 型 型 型 通 特 自 自 特 付 引 型 型 通 特 引 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二
交付公安委員会	公安委員会
希望する講習の車種	四 輪 二 輪 原 付
※講習日	年 月 日
講習場所	石川県運転免許センター
	写真貼付欄 

- (備考)
- 1 氏名、生年月日、本籍・国籍、住所欄は明瞭に楷書で記載すること。
 - 2 申請書は、※印の欄には、記載しないこと。
 - 3 手数料は、石川県証紙を別紙「使用料（手数料）納入票」に貼り付け納入すること。
 - 4 写真（縦3cm、横2.4cm、6か月以内の撮影、上三分身、無帽、無背景）2枚を添付すること。

別記様式第10の2（第17条の6）

原 付 講 習 受 講 申 請 書				
石川県公安委員会 殿				
受講年月日	年 月 日			
ふりがな 氏 名	(氏)	----- (名)	連絡先 (電話番号)	
生年月日	年 月 日 (歳)		性別	男 女
本籍・国籍等				
住 所				
手 数 料 納 入 理 由	原付講習（道路交通法第108条の2第1項第6号に基づく）			
手 数 料 納 入 金 額				
(手 数 料 証 紙 貼 付 欄)				

別記様式第10の3（第17条の9）

第 号

原付講習終了証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第

6号に掲げる講習を終了した者であることを証明する。

年 月 日

石川県公安委員会 印

別記様式第10の3の2（第17条の9の2）

大 型 車 講 習 受 講 申 請 書				
石川県公安委員会 殿				
受講年月日	年 月 日			
ふりがな 氏 名	(氏)	----- (名)	連絡先 (電話番号)	
生年月日	年 月 日 (歳)		性別	男 女
本籍・国籍等				
住 所				
手 数 料 納 入 理 由	大型車講習（道路交通法第108条の2第1項第4号に基づく）			
手 数 料 納 入 金 額				
(手 数 料 証 紙 貼 付 欄)				

第 号

大型車講習終了証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第

4号に掲げる講習（大型車講習）を終了した者であることを証明する。

年 月 日

石川県公安委員会 印

別記様式第10の3の4（第17条の9の6）

<p style="text-align: center;">中 型 車 講 習 受 講 申 請 書</p> <p style="text-align: center;">石川県公安委員会 殿</p>					
受講年月日	年 月 日				
ふりがな 氏 名	(氏)	(名)	連絡先 (電話番号)		
生年月日	年 月 日 (歳)			性別	男 女
本籍・国籍等					
住 所					
手 数 料 納 入 理 由	中型車講習（道路交通法第108条の2第1項第4号に基づく）				
手 数 料 納 入 金 額					
(手 数 料 証 紙 貼 付 欄)					

第 号

中型車講習終了証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第

4号に掲げる講習（中型車講習）を終了した者であることを証明する。

年 月 日

石川県公安委員会 印

別記様式第10の3の6（第17条の9の10）

<p>準 中 型 車 講 習 受 講 申 請 書</p> <p>石川県公安委員会 殿</p>			
受講年月日	年 月 日		
ふりがな 氏 名	(氏)	(名)	連絡先（電話番号）
生年月日	年 月 日 (歳)		性別 男 女
本籍・国籍等			
住 所			
手 数 料 納入理由	準中型車講習（道路交通法第108条の2第1項第4号に基づく）		
手 数 料 納入金額			
(手 数 料 証 紙 貼 付 欄)			

別記様式第10の3の7（第17条の9の13）

第 号

準中型車講習終了証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、年 月 日道路交通法第108条の2第1項第4号に掲げる講習（準中型車講習）を終了した者であることを証明する。

年 月 日

石川県公安委員会 印

別記様式第10の4（第17条の10）

普通車講習受講申請書				
石川県公安委員会 殿				
受講年月日	年 月 日			
ふりがな 氏 名	(氏)	(名)	連絡先 (電話番号)	
生年月日	年 月 日 (歳)			性別 男 女
本籍・国籍等				
住 所				
手数料 納入理由	普通車講習（道路交通法第108条の2第1項第4号に基づく）			
手数料 納入金額				
(手数料 証 紙 貼 付 欄)				

第 号

普通車講習終了証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第

4号に掲げる講習（普通車講習）を終了した者であることを証明する。

年 月 日

石川県公安委員会 印

別記様式第10の6 (第17条の14)

大型二輪車講習受講申請書 石川県公安委員会 殿					
受講年月日	年 月 日				
ふりがな 氏 名	(氏)	(名)	連絡先 (電話番号)		
生年月日	年 月 日 (歳)			性別	男 女
本籍・国籍等					
住 所					
手 数 料 納 入 理 由	大型二輪車講習 (道路交通法第108条の2第1項第5号に基づく)				
手 数 料 納 入 金 額					
(手 数 料 証 紙 貼 付 欄)					

第 号

大型二輪車講習終了証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第

5号に掲げる講習（大型二輪車講習）を終了した者であることを証明する。

年 月 日

石川県公安委員会 印

別記様式第10の8（第17条の18）

普通二輪車講習受講申請書			
石川県公安委員会 殿			
受講年月日	年 月 日		
ふりがな 氏 名	(氏)	(名)	連絡先 (電話番号)
生年月日	年 月 日 (歳)		性別 男 女
本籍・国籍等			
住 所			
手 数 料 納 入 理 由	普通二輪車講習 (道路交通法第108条の2第1項第5号に基づく)		
手 数 料 納 入 金 額			
(手 数 料 証 紙 貼 付 欄)			

第 号

普通二輪車講習終了証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第

5号に掲げる講習（普通二輪車講習）を終了した者であることを証明する。

年 月 日

石川県公安委員会 印

別記様式第10の10（第17条の22）

応急救護処置講習(一)受講申請書 石川県公安委員会 殿					
受講年月日	年 月 日				
ふりがな 氏 名	(氏) (名)	連絡先 (電話番号)		
生年月日	年 月 日 (歳)			性別	男 女
本籍・国籍等					
住 所					
手 数 料 納 入 理 由	応急救護処置講習(一) (道路交通法第108条の2第1項第8号に基づく)				
手 数 料 納 入 金 額					
(手 数 料 証 紙 貼 付 欄)					

第 号

応急救護処置講習（一）終了証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第

8号に掲げる講習（応急救護処置講習（一））を終了した者であることを証
明する。

年 月 日

石川県公安委員会 印

別記様式第10の12（第17条の26）

応急救護処置講習(二)受講申請書 石川県公安委員会 殿					
受講年月日	年 月 日				
ふりがな 氏 名	(氏) (名)	連絡先 (電話番号)		
生年月日	年 月 日 (歳)			性別	男 女
本籍・国籍等					
住 所					
手 数 料 納 入 理 由	応急救護処置講習(二) (道路交通法第108条の2第1項第8号に基づく)				
手 数 料 納 入 金 額					
(手 数 料 証 紙 貼 付 欄)					

第 号

応急救護処置講習(二)終了証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第

8号に掲げる講習（応急救護処置講習(二)）を終了した者であることを証
明する。

年 月 日

石川県公安委員会 印

別記様式第10の14（第17条の30）

大型旅客車講習受講申請書 石川県公安委員会 殿					
受講年月日	年 月 日				
ふりがな 氏 名	(氏) (名)	連絡先 (電話番号)		
生年月日	年 月 日 (歳)			性別	男 女
本籍・国籍等					
住 所					
手 数 料 納 入 理 由	大型旅客車講習 (道路交通法第108条の2第1項第7号に基づく)				
手 数 料 納 入 金 額					
(手 数 料 証 紙 貼 付 欄)					

第 号

大型旅客車講習終了証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第

7号に掲げる講習（大型旅客車講習）を終了した者であることを証明する。

年 月 日

石川県公安委員会 印

別記様式第10の15の2（第17条の33の2）

中型旅客車講習受講申請書 石川県公安委員会 殿					
受講年月日	年 月 日				
ふりがな 氏 名	(氏) (名)	連絡先 (電話番号)		
生年月日	年 月 日 (歳)			性別	男 女
本籍・国籍等					
住 所					
手 数 料 納 入 理 由	中型旅客車講習 (道路交通法第108条の2第1項第7号に基づく)				
手 数 料 納 入 金 額					
(手 数 料 証 紙 貼 付 欄)					

第 号

中型旅客車講習終了証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第

7号に掲げる講習（中型旅客車講習）を終了した者であることを証明する。

年 月 日

石川県公安委員会 印

別記様式第10の16（第17条の34）

普通旅客車講習受講申請書					
石川県公安委員会 殿					
受講年月日	年 月 日				
ふりがな 氏 名	(氏)	(名)	連絡先 (電話番号)		
生年月日	年 月 日 (歳)			性別	男 女
本籍・国籍等					
住 所					
手 数 料 納 入 理 由	普通旅客車講習 (道路交通法第108条の2第1項第7号に基づく)				
手 数 料 納 入 金 額					
(手 数 料 証 紙 貼 付 欄)					

第 号

普通旅客車講習終了証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第

7号に掲げる講習（普通旅客車講習）を終了した者であることを証明する。

年 月 日

石川県公安委員会 印

第 号

写 真

押 出 し

スタンプ

取消処分者講習終了証明書

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第2号に掲げる取消処分者講習を終了した者であることを証明する。

年 月 日

石川県公安委員会 印

別記様式第12（第17条の5）

取消処分者講習終了証明書再交付申請書 年 月 日 石川県公安委員会 殿	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日生
住 所	
再 交 付 を 申 請 す る 理 由	
受 講 日	年 月 日
場 所	

- (備考) 1 明瞭に楷書で記載すること。
- 2 写真（縦3 cm、横2.4 cm、6か月以内の撮影、上三分身、無帽、無背景）2枚添付すること。

別記様式第13（第18条の2）

年 月 日

石川県公安委員会 殿

申請者 住所 電話番号
氏名

特 定 任 意 講 習 申 請 書

下記のとおり特定任意講習を受講したく申請します。

1 講習の内容

区 分	内 容
団体等の名称	
所 在 地	
代 表 者	
対 象 者	
講習希望日時	
講習希望場所	
受講者氏名	次のとおり
備 考	

2 受講者氏名

No.	区 分	氏 名	生 年 月 日	免許証 有効年月日	備 考

別表様式第14（第18条の2）

特 定 任 意 講 習 受 講 申 請 書				
石川県公安委員会 殿				
受講年月日	年 月 日			
ふりがな 氏 名	(氏)	----- (名)	連絡先 (電話番号)	
生年月日	年 月 日 (歳)			性別 男 女
住 所				
免許証有効 年 月 日				
免許種類				
備 考				

別記様式第15（第18条の5）

第	号
特定任意講習終了証明書	
住 所	
氏 名	
	年 月 日生
上記の者は、	年 月 日運転免許に係る講習等に関する規
則第1条に定める基準に適合する講習を終了した者であることを証明する。	
	年 月 日
	石川県公安委員会 印

第 号

チャレンジ講習受講結果確認書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、運転免許に係る講習等に関する規則第2条第1項^{第1号}の表_{第2号}

の一の項に規定する影響がない者であることを確認する。

年 月 日

石川県公安委員会

別記様式第15の3（第18条の5）

第	号
特定任意高齢者講習終了証明書	
住 所	
氏 名	
	年 月 日生
上記の者は、	年 月 日運転免許に係る講習等に関する規則
第2条第1項	第1号に定める基準に適合する講習を終了した者であることを
	第2号
証明する。	
	年 月 日
	石川県公安委員会

別記様式第16（第18条の6）

認知機能検査員講習受講申請書 石川県公安委員会 殿	
受講年月日	年 月 日
ふりがな 氏 名	
生年月日	年 月 日（ 歳）
本籍・国籍等	
住 所	
勤務先等	
講習区分	<input type="checkbox"/> 高齢者講習における指導に必要な能力を有する者に該当 <input type="checkbox"/> 上記以外の者に該当

※ 手数料は、石川県証紙を別紙「使用料（手数料）納入票」にはり付け納入すること。

別記様式第17（第18条の6）

認知機能検査員講習受講証明書

（勤務先等）

殿

あなたは、 年 月 日当公安委員会が実施した認知機能検査員講習を
受講されたことを証します。

年 月 日

石川県公安委員会

別記様式第18（第18条の7）

にんちきのうけんさけつかつうちしよ
認知機能検査結果通知書

しめい
氏名
せいねんがつび
生年月日
けんさばしよ
検査場所

そうごうてん
総合点

てん
点

(A てん点)
(B てん点)
(C てん点)

きおくりよく はんだんりよく ひく
記憶力・判断力が低くなっています。

きおくりよく はんだんりよく ひく
記憶力・判断力が低くなっています。

きおくりよく はんだんりよく ていか しんごう むし いちじ ふていし いはん
記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反をしたり

しんろ へんこう あいず おく けいこう こんご うんてん じゅう
進路変更の合図が遅れる傾向がみられますので、今後の運転について十

ぶんちゆうい いし かぞく そうだん すす
分注意するとともに、医師やご家族にご相談されることをお勧めします。

また、りんじ てきせい けんさ せんもん い しんだん う また いし しんだん しょ
また、臨時適性検査（専門医による診断）を受け、又は医師の診断書

ていしゆつ し こうあん いいんかい
を提出していただくお知らせが公安委員会からあります。

しんだん けつか にんちしやう はんめい うんてん めんきよ とり
この診断の結果、認知症であることが判明したときは、運転免許の取

け ていし ぎやうせいしよぶん たいしやう
消し、停止という行政処分の対象となります。

※ そうごうてん つぎ はんてい
総合点によって次のように判定がなされています。

てん いじよう 76点以上	きおくりよく はんだんりよく しんばい 記憶力・判断力に心配ありません。
てん いじよう てん みまん 49点以上76点未満	きおくりよく はんだんりよく すこ ひく 記憶力・判断力が少し低くなっています。
てん みまん 49点未満	きおくりよく はんだんりよく ひく 記憶力・判断力が低くなっています。

こうれいしや こうしゆう にんちきのうけんさけつかつうちしよ じつし こうれいしや
高齢者講習は認知機能検査の結果に基づいて実施されますので、高齢者

こうしゆう じゆうこう さい しよめん かなら じさん
講習を受講する際には、この書面を必ず持参してください。

年 月 日
石川県公安委員会 印

別記様式第18の2（第18条の7）

にんちきのうけんさけっかつうちしょ
認知機能検査結果通知書

しめい
氏名
せいねんがっぴ
生年月日
けんさばしよ
検査場所

そうごうてん
総合点

--

てん
点

- (A てん点)
(B てん点)
(C てん点)

きおくりよく はんだんりよく すこ ひく
記憶力・判断力が少し低くなっています。

きおくりよく はんだんりよく すこ ひく
記憶力・判断力が少し低くなっています。

きおくりよく はんだんりよく ていか しんごう むし いちじ ふていし いはん しんろ
記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反をしたり進路
へんこう あいず おく けいこう
変更の合図が遅れる傾向がみられます。

そのため、自動車運転するときは、

- しんごう かくにん しゅうかん つね しんごうき そんざい いしき
信号をしっかりと確認する習慣をつけ、常に信号機の存在を意識しながら
うんてん
運転するするようにすること。
- こうさてん つうこう さい かなら あんぜん かくにん いちじ ていし ひょうしき ばあい
交差点を通行する際には、必ず安全を確認し、一時停止標識がある場合
ていし せん てまえ いちじ ていし
には、停止線の手前で一時停止すること。
- しんろ へんこう さい はや あいず だ うし よこ あんぜん
進路変更をする際には、早めに合図を出すようにして、後ろと横の安全
かくにん かなら おこな
の確認を必ず行うこと。

ちゅうい あんぜんうんてん ところ
などに注意して、安全運転を心がけてください。

※ そうごうてん つぎ はんてい
総合点によって次のように判定がなされています。

てん いじょう 76点以上	きおくりよく はんだんりよく しんばい 記憶力・判断力に心配ありません。
てん いじょう てん みまん 49点以上76点未満	きおくりよく はんだんりよく すこ ひく 記憶力・判断力が少し低くなっています。
てん みまん 49点未満	きおくりよく はんだんりよく ひく 記憶力・判断力が低くなっています。

こうれいしゃ こうしゅう にんちきのうけんさけっかつもと じっし
高齢者講習は認知機能検査の結果に基づいて実施されますので、高齢者講習
じゅこう さい しよめん かなら じさん
を受講する際には、この書面を必ず持参してください。

年 月 日
石川県公安委員会 印

別記様式第18の3（第18条の7）

にんち きのう けんさ けっか つうち しょ
認知機能検査結果通知書

し めい
 氏 名
 せいねん がっぴ
 生年月日
 けんさ ばしょ
 検査場所

そうごうてん
 総合点

てん
 点

- (A てん点)
 (B てん点)
 (C てん点)

きおく りよく はんだん りよく しんばい
 記憶力・判断力に心配ありません。

きおく りよく はんだん りよく しんばい う こうれいしゃ こうしゅう
 記憶力・判断力に心配ありませんが、これから受けてもらう高齢者講習にお
 いて指導されることに注意して、これからも安全運転に心がけてください。
 また、個人差はありますが、加齢により身体の機能が変化することから、自
 分自身の身体の機能の状態を常に自覚して、これに応じた運転をすることが大
 切です。
 これからも油断することなく、適度な緊張と慎重さを忘れないようにしまし
 しょう。

※ そうごうてん つぎ はんてい
 総合点によって次のように判定がなされています。

てん いじょう 76点以上	きおく りよく はんだん りよく しんばい 記憶力・判断力に心配ありません。
てん いじょう てん みまん 49点以上76点未満	きおく りよく はんだん りよく すこ ひく 記憶力・判断力が少し低くなっています。
てん みまん 49点未満	きおく りよく はんだん りよく ひく 記憶力・判断力が低くなっています。

こうれいしゃ こうしゅう にんち きのう けんさ けっか もと じっし こうれいしゃ こうしゅう
 高齢者講習は認知機能検査の結果に基づいて実施されますので、高齢者講習
 じゅこう さい しょめん かなら じさん
 を受講する際には、この書面を必ず持参してください。

年 月 日
 石川県公安委員会 印